

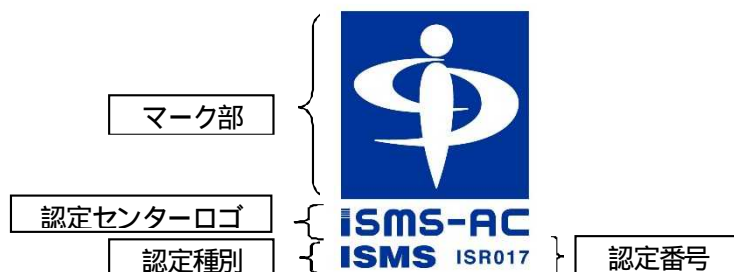
## ISMS-AC 認定シンボル使用について

### 1. 目的

この規定は、情報マネジメントシステム認定センター（以下「ISMS-AC」という）の認定シンボルを登録企業／組織体（以下、「登録組織」という）が使用する場合の条件について規定し、認定マークの誤使用を防止することを目的としています。

### 2. ISMS 認定シンボルの表示

JIP-IMAC510「IMS 認定シンボル使用規定」に従うこととし、次の事項に従って使用して下さい。  
認定シンボルは下図に示すようにマーク部、認定センターロゴ、認定種別及び認定番号よりなります。



- (1) 認定シンボルを表示する場合の色は、原則として下記指定色を使用して下さい。
  - 1) 印刷物に表示する場合 プロセスカラーの場合：C100%+M70%  
特殊印刷色の場合：DIC220
  - 2) ホームページや電子情報に表示する場合 WEB スライダーで指定の場合：003399  
RGB カラーで指定の場合：R=000、G=051、B=153
- (2) 単色又は2色印刷等で、指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。また、背景色が濃い場合等で、マークが見えづらい場合に限り、指定色部分と白抜き部分を反転することができます。
- (3) 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縦横比をお送りした認定シンボルと同比率としなければなりません。また、縮小する場合には、文字などが識別出来るようにしなければなりません。

### 3. 適用

- (1) 認定シンボルは、J-VAC から認証された範囲でのみ、使用することが出来ます。
- (2) 認定シンボルを使用する際には、必ず J-VAC 登録マークと組合せて使用して下さい。認定シンボルの単独での使用は出来ません。
- (3) 認定シンボルは製品に対しては使用しないで下さい。また製品が認定されていると誤解を生じさせるような方法では使用しないで下さい。試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書は、製品とみなされますので、認定シンボルを使用することは出来ません。
- (4) 認定シンボルを説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、ホームページ等に使用する際は、認証された範囲を明確にして下さい。登録された範囲と登録されていない範囲とが誤解されない方法で使用してください。
- (5) 封筒に認定シンボルを使用した場合には、その封筒の中には認証された範囲の文書、広告、パンフレットを入れて下さい。
- (6) 認定シンボルを名刺に使用する場合には、認証を受けた適用範囲の業務に従事している方のみ、使用することができます。

#### 4. 所有権

認定シンボルの所有権はISMS-ACが有します。

#### 5. 適用期間

認定シンボルは、登録証に記載された有効期間内においてのみ使用することができます。認証の一時停止並びに取消となった場合には、直ちに認定シンボルの使用を中止して下さい。

#### 6. 登録範囲縮小時の処置

登録範囲が縮小された場合、その縮小された登録範囲に対しては、直ちに登録マーク及び認定シンボルの使用を中止してください。

#### 7. 違反に対する処置

登録企業が本規定に違反した場合、弊社は是正処置、認定シンボルの使用禁止、登録の取り消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講ずることがあります。

---

当パンフレットの記載内容についてご質問等ございましたら、弊社までご連絡ください。

### 株式会社 ジェイヴァック

東京都千代田区神田淡路町二丁目23番地1

お茶の水センタービル 8階

Tel. 03 - 5289 - 9711

Fax. 03 - 3253 - 1166

<http://www.j-vac.co.jp>